

山梨県公報

号外第四十二号の二

平成二十九年

九月十九日

火曜日

目次

選挙管理委員会

○山梨県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生……………一
○直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の二

山梨県議会議員(山梨市選挙区選出議員)に欠員が生じたため、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙(山梨市選挙区)を行うべき事由が生じた。

平成二十九年九月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 丞

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号の三

山梨市の区域において山梨県議会議員補欠選挙が行われるため、平成二十九年九月二十日から山梨県議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十九年九月十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 丞

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番